令和8年度　運 営 状 況 点 検 書

【小規模多機能型居宅介護･介護予防小規模多機能型居宅介護】

点検日 令和　年　月　日	点検者（職･氏名）※原則として管理者が行ってください。

法人	名　称	
	代表者職･氏名	

事業所	介護保険 事業所番号	1	4								
	フリガナ										
	名　　称										
	所 在 地	〒									
	連 絡 先	電話番号				FAX番号					
	開設年月日	平成･令和　　年　　月　　日									
	定　　員	登録定員	人	通いの定員	人	宿泊の定員	人				

介護予防小規模多機能型居宅介護　実施の有無	
短期利用居宅介護　実施の有無	

※「勤務形態一覧表」等を添付してください。

以下の点検項目について、〇×で記載してください。
また、該当がない場合については、－を記載してください。
点検した結果×がついたところは基準等の違反となりますので、 速やかに、改善を行ってください。

１．人員基準について

⑴ 代表者

問1	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験がある。	
問2	「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了している。	

⑵ 管理者

問1	常勤専従職員を配置している。 ※但し以下の場合は、兼務可とする。 ① 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該小規模多機能型居宅介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	
問2	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上、認知症である者の介護に従事した経験がある。	
問3	「認知症介護実践者研修」もしくは「基礎課程」及び「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了している。	
問4	管理者は、暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではない。	

⑶ 介護支援専門員

問1	専従職員を配置している。 ※利用者の処遇に支障がない場合は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務又は当該小規模多機能型居宅介護事業所に併設する認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の職務を兼務可能。	
問2	「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了している。	

⑷ 介護従業者

問1	常勤の介護従業者を1名以上配置している。 ※ 専従・兼務の別を問いません	
問2	介護従業者のうち看護師又は准看護師を1名以上配置している。 ※ 常勤・非常勤の別を問いません	
問3	通いサービスにあたる介護従業者は、利用者の生活時間帯において、常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置している。	
問4	問3の「利用者の数」は、前年度の平均としている。	
問5	常勤換算方法で、訪問サービスの提供に当たる介護従業者を1以上配置している。	
問6	夜勤に当たる介護従業者を1以上配置している。	
問7	宿直に当たる介護従業者を1以上配置している。	
問8	宿泊サービスの利用者がいない場合であって、介護従業者を置かないときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している。	

２．設備基準について

⑴ 構造

問1	耐火建築物あるいは準耐火建築物である。 また、建築基準法及び消防法の基準に適合している。	

⑵ 設備

問1	居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、便所、洗面設備、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を基準どおり設置している。	

⑶ 居間・食堂

問1	利用者及び従業者が一同に会するのに充分な広さを有している。	
	通いサービスの利用定員が16人以上の場合、利用者1人当たり3㎡以上となっている。	

⑷ 宿泊室

問1	1の宿泊室の定員は1人である。 ※ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。		
問2	1の宿泊室の床面積は7.43㎡以上である。		
問3	（個室以外の宿泊室を設けている場合）		
	①	プライバシーが確保されたしつらえになっている。 ※パーティションや家具での仕切りは可。カーテンは不可。	
	②	個室以外の宿泊室は、全宿泊室の半数以下となっている。 ※例えば、全宿泊室数が5室の場合、個室以外の宿泊室は2室 ※平成27年3月31日以前に開所した事業所は除きます。	
	③	野外の光が室内にも届くようになっている。	
	④	空調設備等により室内の適温を確保している。	
	⑤	パーティション、ベッド等は常時、直ちに設置できる場所に置いている。	

⑸ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

問1	消防法その他の法令等に規定された設備を有している。	
問2	消防法その他の法令等に基づき、定期的に設備を点検している。	

３．運営基準について

⑴ 内容及び手続の説明及び同意

問1	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得ている。	

⑵ 提供拒否の禁止

問1	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいない。 ×の場合：提供拒否した理由 （　　）	

⑶ サービス提供困難時の対応

問1	利用申込者に対し自ら当該事業所におけるサービスを提供をすることが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を講じている。	

⑷ 受給資格等の確認

問1	指定小規模多機能型居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめている。	
問2	被保険者証に、法第78条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定小規模多機能型居宅介護を提供するように努めている。	
問3	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する負担割合証によって、利用者負担の割合が1割又は2割若しくは3割かを確認している。	

⑸ 要介護認定の申請に係る援助

問1	指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っている。	
問2	居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っている。	

⑹ 心身の状況等の把握

問1	指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めている。	

⑺ 居宅サービス事業者等との連携

問1	サービスの提供をするにあたって、居宅サービス事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めている。	
問2	サービスの提供をするにあたって、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めている。	
問3	サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報提供及び地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めている。	

⑻ 身分を証する書類の携行

問1	指定小規模多機能型居宅介護従業者のうち、訪問サービスの提供に当たる者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者や家族から求められたときは、その書類を提示させている。	

⑼ サービス提供の記録

問1	指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額その他必要事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載している。	
問2	指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付等によりその情報を利用者に提供している。	

⑽ 利用料等の受領

問1	法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けている。	
問2	法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしている。	
問3	問1・問2のほか、通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎費用及び訪問サービスに要した交通費、食事の提供に要した費用、宿泊費、おむつ代、その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当なものを除き、利用者から費用の支払を受けていない。	
問4	サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ている。	

⑾ 保険給付の請求のための証明書の交付

問1	法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付している。	

⑿ 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針

問1	指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われている。	
問2	指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っている。	

⒀ 指定小規模多機能居宅介護の具体的取扱方針

問1	指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切に行っている。	
問2	指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っている。	
問3	指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っている。	
問4	従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っている。	
問5	通いサービスの利用者が登録者の数に比べて著しく少ない状態（登録定員のおおむね3分の1以下）が続いていない。	
問6	登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供している。	

⑭ 身体的拘束の適正化

問1	サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていない。	
問2	事業者は、緊急やむを得ない理由により身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している。	
問3	緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行い、その具体的な内容について記録している。	
問4	「身体的拘束等の態様等」に係る記録は、5年間保存している。	
問5	身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置をすべて講じている。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知している。 ※ テレビ電話等を活用することも可能 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備している。 ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修（年2回以上・新規採用時）を定期的に実施している。	

⑬ 居宅サービス計画の作成

問1	管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させている。	
問2	利用者全員について居宅サービス計画を作成している。	
問3	介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者について、その有する能力や既に提供を受けている居宅サービス、介護者の状況等の評価を通じて利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握している。	
問4	介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたっては、利用者及びその家族に面接して行っている。	
問5	居宅サービス計画の作成にあたり、利用者の抱える解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討している。	
問6	居宅サービス計画には以下の項目を記載している。 i 利用者及びその家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果 ii 総合的な援助の方針 iii 生活全般の解決すべき課題 iv 提供されるサービスの目標及びその達成時期 v サービスの種類、内容・種別及び利用料 vi サービスを提供する上での留意事項等	
問7	居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況に関する情報を共有するとともに専門的な見地からの意見を求めている。	
問8	居宅サービス計画は全表（1～3表及び6，7表）作成している。	
問9	居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ている。また、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付している。	
問10	居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の提出を求めている。	
問11	指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師又は薬剤師に提供している。	
問12	モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を以下の方法にて継続的に行っている。 イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること	

問13	要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合には、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者に対し、専門的な見地からの意見を求めている。ただし、やむを得ない理由がある場合には、担当者に対する照会等により意見を求めている。	
問14	居宅サービス計画を変更した場合、全表（1～3表及び6，7表）について作成し直している。 ※サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更（例えば時間帯の変更など）の場合については、全て作成し直すのではなく、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ同一用紙に継続して記載することができます。	
問15	利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っている。 ※該当者がいない場合については、当該内容を承知していたら○	
問16	居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合は、その妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ている。	
問17	介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めている。 ※該当者がいない場合については、当該内容を承知していたら○	
問18	問17の場合において、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付している。	
問19	主治の医師等の指示や医学的観点からの留意事項が示されているときは、次の点を確認している。 ⅰ　確認をした日時 ⅱ　確認をした相手（担当者）※医師本人でなくて可 ⅲ　指示を出している主治の医師名及び医療機関名 ⅳ　指示の出ている期間 ⅴ　指示の内容 ※医師又は歯科医師の指示の確認方法は必ずしも医師本人からの直接の聞き取りや医師の出す指示書である必要はありませんが、上記の確認事項について、利用者の受診時の同行など（医師の指示内容を当該医療機関職員に聞いておいてもらい、それを伝えてもらうことでも可）により確認してください。	
問20	居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合に、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載している。 ※該当者がいない場合については、当該内容を承知していたら○	
問21	軽度者に対象外種目の福祉用具貸与を位置付ける場合は、認定調査の調査票の必要な部分の写しを入手している。また、その写しを指定福祉用具貸与事業者へ送付している。	
問22	軽度者の福祉用具貸与については、 ①　医師の医学的な所見に基づき判断され、 ②　サービス担当者会議等を通じた適切なマネジメントにより ③　福祉用具貸与が特に必要であることを市に書面等確実な方法で確認している。 ※医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えありません。	
問23	居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載している。 ※該当者がいない場合については、当該内容を承知していたら○	
問24	特定福祉用具販売を位置付ける場合は、サービス担当者会議を開催して、専門的意見の聴取をしている。 ※該当者がいない場合については、当該内容を承知していたら○	

⑭ 小規模多機能型居宅介護計画の作成

問1	管理者は、介護支援専門員に小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させている。	
問2	小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めるようにしている。	
問3	介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成している。	
問4	小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対しその内容等について説明し、文書により利用者の同意を得ている。また、小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付している。	
問5	介護支援専門員は、計画作成後においても小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更をしている。	
問6	短期利用居宅介護費を算定した場合、小規模多機能型居宅介護計画を作成している。	
問7	短期利用費を算定した利用者の担当介護支援専門員から、当該利用者の小規模多機能型居宅介護計画の提出の求めがあった際は、当該小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めている。	

⑮ 介護等

問1	利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型介護従業者以外の者による介護を受けさせていない。	
問2	利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努めている。	

⑯ 社会生活上の便宜の提供等

問1	利用者の外出の機会の確保等利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めている。	
問2	利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行している。	
問3	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めている。	

⑰ 緊急時等の対応

問1	利用者に病状の急変等が生じた場合等は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じている。	

⑱ 管理者の責務

問1	当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っている。	
問2	従業者に運営基準等の法令を遵守させるために必要な指揮命令を行っている。	

⑲ 運営規程

問1	指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めている。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 5 指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額（別紙料金表含む） 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他 ア 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う際の手続き イ 事故発生時の対応 ウ 業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項 エ 苦情及び相談に対する体制 オ 従業者の研修の実施に関する事項	

⑳ 勤務体制の確保等

問1	従業者の勤務体制表(ローテーション表)を作成している。	
問2	全職員について、タイムカード等により勤務実績が分かるようにしている。	
問3	従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保している。	
問4	介護に直接携わる職員のうち、医療･福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じている。	
問5	適切な指定小規模多機能型居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じている。	

㉑ 定員の遵守

問1	利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合（※）や災害その他のやむを得ない事情等がある場合を除き、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービス提供を行っていない。	
	※特に必要と認められる場合とは… ① 登録者の介護者が急病のため、急遽、事業所において通いサービスを提供したことにより、当該登録者が利用した時間帯における利用者数が定員を超える場合。 ② 事業所において看取りを希望する登録者に対し、宿泊室においてサービスを提供したことにより通いサービスの提供時間帯における利用者数が定員を超える場合。 ③ 登録者全員を集めて催しを兼ねたサービスを提供するため、通いサービスの利用者数が定員を超える場合 ④ 上記に準ずる状況により特に必要と認められる場合。	
問2	（通いサービス利用） 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていない。 ※ 「著しく少ない状態」とは、登録定員のおおむね3分の1以下であること。	

㉒ 業務継続計画の策定

問1	事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じている。	
問2	従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施している。	
問3	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っている。	

㉓ 非常災害対策

問1	非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を定期的に行っている。	
問2	運営推進会議を活用し、地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練時や火災等の際に消火･避難等に協力を得られる体制作りに努めている。	

㉔ 衛生管理等

問1	利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じている。	
問2	当該小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っている。	
問3	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備している。	
問4	事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施している。	
問5	「循環式浴槽のレジオネラ症防止対策マニュアル」の管理概要に従い、適切に循環式浴槽を管理している。 ※ 循環式浴槽を設置している施設のみ回答。	

㉕ 協力医療機関等

問1	利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めている。	
問2	協力歯科医療機関を定めている。 ※ あらかじめ定めておくよう努めてください。	
問3	サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携及び支援の体制を整えている。	

㉖ 掲示

問1	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示している。	
問2	重要事項を事業所のウェブサイトに掲載している。 ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 ※令和7年度より義務付け	

㉗ 秘密保持

問1	従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていない。	
問2	従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている。	
問3	サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は同意をあらかじめ文書により得ている。	

㉘ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

問1	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していない。	

㉙ 苦情処理

問1	苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じている。	
問2	苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録している。	

㉚ 地域との連携

問1	利用者、利用者の家族、市職員又は事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センター職員、地域住民の代表者等で構成される協議会（運営推進会議）を設置している。	
問2	概ね2か月に1回以上、協議会（運営推進会議）に対し活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けている。 ※前年度4月～3月の間の開催回数（　　回）	
問3	複数の事業所の運営推進会議を合同で開催したことがある。（該当する場合のみ、問4･5･6に回答。ただし、併設している他の地域密着型サービスと合同で行う場合は該当なしとする。）	
問4	（問3に該当する場合） 次の条件を満たしている。 ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報･プライバシーを保護すること。 イ 同一の日常生活圏内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えない。	
問5	（問3に該当する場合） 合同開催の回数は、問2の開催回数の半数を超えていない。	
問6	（問3に該当する場合） 外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行っている。	
問7	事業所が所在する地域を所管する地域包括支援センター及び市介護福祉課へ、運営推進会議の議事録等の写しを提出している。	
問8	地域住民又はボランティア団体等との連携や協力を行うなど、地域交流を図っている。	
問9	利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の事業に協力するよう努めている。	
問10	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めている。	

㉛ 事故発生時の対応

問1	サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	
問2	サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録している。	
問3	サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っている。	

㉜ 虐待の防止

問1	事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っている。	
問2	事業所における虐待の防止のための指針を整備している。	
問3	事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施している。	
問4	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いている。	

㉝ 安全・質の確保・負担軽減委員会設置

問1	事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催に開催している。 ※テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	

㉞ 記録の整備

問1	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している。	
問2	管理者を含め、従業者全員の雇用契約等の写し、資格証の写しを保管している。	
問3	利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、記録の種類に応じて定められた期間保存している。	
	指定小規模多機能型居宅介護の提供の完結の日から2年間又は介護給付費の受領の日から5年間のいずれか長い期間保存している。 1　居宅サービス計画 2　小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画） 3　提供した具体的なサービスの内容等の記録	
	指定小規模多機能型居宅介護の提供の完結の日から5年間（市条例規定）保存している。 4　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 5　市への通知に係る記録 6　苦情の内容等の記録 7　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 8　運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録	
	介護給付費の受領の日から5年間保存している。 9　介護給付費の請求、受領等に係る書類 10　利用者又は入所者から支払を受ける利用料の請求、受領等に関する記録 11　従業者の勤務の実績に関する記録 12　その他市長が特に必要と認める記録	

㉟ 暴力団排除

問1	事業所の運営について、暴力団、暴力団員等から支配的な影響を受けていない。	

４．介護報酬の算定について

● 加 算 等 （算定している加算等について点検を行ってください）

※ 該当がない場合は、―と記入してください。

⑴ 基本報酬

問1	小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者及び同一の建物以外に居住する利用者を区別し、適切な基本報酬を算定している。	
問2	利用者が月途中から登録した場合又は月途中に登録を終了した場合には、登録していた期間に対応した単位数を算定している。 ※ 登録していた期間とは、登録日から当該月の末日まで又は当該月の初日から登録終了日まで。 ※ 登録日とは、利用契約を結んだ日ではなく、実際にサービスの利用を開始した日とする。 ※ 登録終了日とは、利用者と事業者との間の契約を終了した日とする。	
問3	通い、訪問、宿泊のサービスの提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、歴月ごとに週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定している。	
問4	利用者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービスを受けている間は小規模多機能型居宅介護費を算定していない。	
問5	登録者数が、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満である。	
問6	人員基準を満たしている。	
問7	※短期利用居宅介護費を算定する場合	
	利用者の状態や利用者の家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合及び小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合である。	
	利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めている。	
	問3のサービス提供が過小である場合の減算に該当していない。	

⑵ 初期加算

問1	登録した日から起算して30日以内の期間について算定している。	
問2	30日を超える病院又は診療所への入院後に、再び小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合に算定している。	

⑶ 認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）

問1	（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ） 日常生活自立度の決定にあたっては、医師の判定結果又は主治医意見書、あるいは医師の判定が無い場合は、認定調査票により確認している。	
問2	（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者　以下、「対象者」という。）に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定している。	
問3	（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している。	
問4	（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している。	
問5	（Ⅰ）（Ⅲ） 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。	
問6	（Ⅰ）（Ⅲ） 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している。	
問7	（Ⅳ） 要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅡに該当する者）に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定している。	

⑷ 認知症行動・心理症状緊急対応加算（短期利用居宅介護費）

問1	医師が、利用者に認知症の行動・心理症状（妄想・幻覚・興奮等）が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用（短期利用居宅介護費）が必要であると判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ事業所の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、短期利用を行っている。	
問2	医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始している。	
問3	利用開始日から起算して7日を限度として算定している。	
問4	次に掲げる者が、直接、短期利用（短期利用居宅介護費）を開始した場合には算定していない。 a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は利用中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、 特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、 短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び 地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者	
問5	判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録している。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録している。	

⑸ 若年性認知症利用者受入加算

問1	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている。	
問2	認知症加算を算定していない。	

⑹ 看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）

問1	（Ⅰ） 常勤専従の看護師を1名以上配置している。	
問2	（Ⅱ） 常勤専従の准看護師を1名以上配置している。	
問3	（Ⅲ） 看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している。	
問4	（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。	

⑺ 看取り連携体制加算

問1	看護師により24時間連絡できる体制を確保している。	
問2	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている。	
問3	「看取り期における対応方針」に、以下の項目を盛り込んでいる。 ① 事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 ② 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む） ③ 登録者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 ④ 登録者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 ⑤ その他職員の具体的対応等	
問4	看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行っている。	
問5	算定対象の利用者は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である。 ※ 医師が記載した診断書等を事業所に保管しておくこと。	
問6	看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態または家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについて、本人又はその家族に説明し、同意を得ている。	
問7	以下に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行っている。	
	利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録	
	看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて登録者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録	
問8	利用者が医療機関に入院した際に、当該医療機関が事業所へ利用者本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ている。	

問9	本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意を、口頭で得た場合は、介護記録に説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載している。 また、利用者及びその家族に随時の説明ができない状況であれば、医師、看護師、介護職員等が利用者の状態等に応じて随時、看取り期における登録者に対する介護の内容について相談し、共同して介護を行っており、家族に対する情報提供を行っている。	
問10	看護職員配置加算（Ⅰ）を算定している。	
問11	死亡日及び死亡日以前30日について算定している。	

⑻ 訪問体制強化加算

問1	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置している。	
問2	算定日が属する月における提供回数について、小規模多機能型居宅介護における全ての登録者に対する訪問サービスが200回以上である。	
	事業所と同一の建物に集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅）を併設する場合は、以下のいずれも満たすこと。 ① 同一建物居住者以外の者の占める割合が100分の50以上である。 ② 同一建物居住者以外の者に対する延べ訪問回数が1月当たり200回以上である。	
問3	提供した訪問サービスの内容を記録している。	

⑼ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）、（Ⅱ）

問1	（Ⅰ） 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っている。	
問2	（Ⅰ） 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している。	
問3	（Ⅰ） 日常的に利用者と関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している。	
問4	（Ⅰ） 必要に応じて、多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	
問5	（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること。 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 市町村が実施する通いの場や介護予防に資する取組、他のサービス事業所、医療機関との連携等を行っている。	
問6	（Ⅱ） 問1及び問2に適合していること。	

⑽ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）

問1	（Ⅰ） 介護支援専門員（地位密着型サービス基準第63条第10項）が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設※の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づく小規模多機能型居宅介護を行っている。 ※「リハビリテーションを実施している医療提供施設」： 診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院。 ※医療提供施設は、病院にあっては、許可病床数が200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。	
問2	小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たって、理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は介護支援専門員と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、介護支援専門員に助言を行っている。	
問3	問2について、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と計画作成責任者で事前に方法等を調整している。	
問4	介護支援専門員は、問2におけるの助言に基づき、当該利用者の現在の状況及びその改善可能性の評価（「生活機能アセスメント」という。）を行った上で、小規模多機能型居宅介護計画の作成（変更）を行っており、小規模多機能型居宅介護計画には、aの助言の内容を記載している。	
問5	問1に添って作成した小規模多機能型居宅介護計画に基づき指定小規模多機能型居宅介護を提供した初回の月に限り、算定している。	
問6	3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告している。 ※再度問2における助言に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直した場合には、本加算の算定が可能。	
	（Ⅰ）（Ⅱ） 生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画※を作成している。 ※「生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に訪問介護員等が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定めた上で、訪問介護員等が提供する指定小規模多機能型居宅介護計画の内容を定めるもの。	
問8	（Ⅰ）（Ⅱ） 問1の小規模多機能型居宅介護計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載している。 a 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b 生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた3月を目途とする達成目標 c bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 d b及びcの目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容	
問9	（Ⅰ）（Ⅱ） 問3及び問4における達成目標については、利用者の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定するとともに、利用者自身がその達成度合いを客観視でき、当該利用者の意欲の向上につながるよう、例えば当該目標に係る生活行為の回数や当該生活行為を行うために必要となる基本的な動作（立位又は座位の保持等）の時間数といった数値を用いる等、可能な限り具体的かつ客観的な指標を用いて設定している。	
問10	（Ⅱ） 利用者に対して、理学療法士等が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士等と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行っている。	
問11	（Ⅱ） 小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、理学療法士等が利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する又は当該理学療法士等及び介護支援専門員が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンス（サービス担当者会議を除く。）を行い、当該利用者のADL及びIADLに関する利用者の状況につき、理学療法士等と介護支援専門員が共同して、生活機能アセスメントを行っている。	

問12	（Ⅱ） 3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、再度aの評価に基づき小規模多機能型居宅介護計画を見直している。 ※　本加算はaの評価に基づき作成された小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供された初回の指定小規模多機能型居宅介護の提供日が属する月を含む3月を限度として算定される。 ※　当該3月の間に利用者に対する指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーション等の提供が終了した場合であっても、3月間は本加算の算定が可能。	
問13	（Ⅱ） 本加算を算定する期間中は、各月における目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得た上で、利用者のADL及びIADLの改善状況及び問2bの達成目標を踏まえた適切な対応を行っている。	

⑾　口腔・栄養スクリーニング加算

問1	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している。	
問2	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している。	
問3	口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われている。なお、介護職員等は、利用者全員の航空の健康状態及び栄養	
問4	当該利用者について、当該事業所以外で既に本加算を算定している場合にあっては算定していない。	
問5	口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を計画作成担当者に提供している。 イ　口腔スクリーニング a　硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 b　入れ歯を使っている者 c　むせやすい者 ロ　栄養スクリーニング a　BMIが18.5未満である者 b　1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18 年6月9日老発第0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11 の項目が「1」に該当する者 c　血清アルブミン値が3.5g/dl 以下である者 d　食事摂取量が不良（75%以下）である者	
問6	定員利用・人員が基準に適合している。	

⑿ 生産性向上推進体制加算

問1	（Ⅰ）（Ⅱ） 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認している。 ㈠ 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ㈡ 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ㈢ 介護機器の定期的な点検 ㈣ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修	
問2	（Ⅰ） 問1の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。	
問3	（Ⅰ） 以下の①から③の介護機器を全て使用しており、また、①の機器は全ての居室に設置し（全ての利用者を個別に見守ることが可能な状態をいう。）、②の機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用している。 ① 見守り機器 利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを感知できるセンサーであり、当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる利用者の見守りに資する機器をいう。なお、見守り機器を居室に設置する際には、利用者のプライバシーに配慮する観点から、利用者又は家族等に必要な説明を行い、同意を得ることとし、機器の運用については、当該利用者又は家族等の意向に応じ、機器の使用を停止するなどの運用は認められる。 ② インカム（マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。）等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネス用のチャットツールの活用による職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器も含む。） ③ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）	
問4	（Ⅰ） 委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的（3月に1回以上開催）に確認している。	
問5	（Ⅰ） 事業年度ごとに、問1、3、4についての取組に関する実績を厚生労働省に報告している。	
問6	（Ⅱ） 問3①から③に掲げる介護機器のうち、1つ以上を使用している。なお、②の機器は同一の時間帯に勤務する全ての介護職員が使用している。	
問7	（Ⅱ） 事業年度ごとに、問1、6についての取組に関する実績を厚生労働省に報告している。	

⒀ 科学的介護推進体制加算

問1	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出している。	
問2	必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たって、問1の情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。	

⑭ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

問1	(Ⅰ) 次のいずれかに適合すること。 ⑴事業所の介護従業者(看護師又は准看護師を除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、前年度(3月を除く)の平均で100分の70以上である。 ○前年度実績が6か月以上の事業所(前年度4月～2月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　介護福祉士員数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿(%) ○前年度実績が6か月未満の事業所(算定開始前3か月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　介護福祉士員数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿(%) ⑵事業所の介護従業者(看護師又は准看護師を除く)の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ○前年度実績が6か月以上の事業所(前年度4月～2月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　勤続年数10年以上の介護福祉士員数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿ ○前年度実績が6か月未満の事業所(算定開始前3か月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　勤続年数10年以上の介護福祉士員数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿	
問2	(Ⅱ) 事業所の介護従業者(看護師又は准看護師を除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、前年度(3月を除く)の平均で100分の50以上である。 ○前年度実績が6か月以上の事業所(前年度4月～2月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　介護福祉士員数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿(%) ○前年度実績が6か月未満の事業所(算定開始前3か月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　介護福祉士員数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿(%)	
問3	(Ⅲ) 次のいずれかに適合すること。 ⑴ 事業所の介護従業者(看護師又は准看護師を除く)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が、前年度(3月を除く)の平均で100分の40以上である。 ○ 前年度実績が6か月以上の事業所(前年度4月～2月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　介護福祉士員数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿(%) ○ 前年度実績が6か月未満の事業所(算定開始前３か月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　介護福祉士員数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿(%) ⑵ 事業所の介護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 ○ 前年度実績が6か月以上の事業所(前年度４月～２月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　常勤職員の員数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿(%) ○ 前年度実績が6か月未満の事業所(算定開始前3か月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　常勤職員の員数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿(%) ⑶ 事業所の介護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 ○ 前年度実績が6か月以上の事業所(前年度4月～2月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　勤続年数7年以上の介護従業者数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿(%) ○ 前年度実績が6か月未満の事業所(算定開始前3か月の平均) 介護従業者総数＿＿＿＿人　勤続年数7年以上の介護従業者数＿＿＿＿人　割合＿＿＿＿(%)	
問4	(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 前年度実績が6か月未満の事業所においては、届出を行った月以降も直近3月間の職員の割合につき、所定の割合を維持し、毎月記録をしている。	
問5	(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 全ての介護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定している。	

問6	(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 利用者に関する情報若しくはサービス提供の当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を、おおむね月1回以上開催している。	
問7	(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 問6の会議について、従業者の全てが参加している。 ※　複数のグループに分けて開催することは可能	
問8	(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 問6の会議の開催状況について、概要を記録している。	
問9	(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 問6の利用者に関する情報若しくはサービス提供の当たっての留意事項について、下記の事項に関して、その変化の動向を含め、記載している。 ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家庭環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たっては必要な事項	
問10	(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) 定員利用・人員が基準に適合している。	

⑮ 介護職員等処遇改善加算

① 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ

問1	次に掲げる基準のいずれにも適合している。 ⑴ 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ㈠ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 ㈡ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 ⑵ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 ⑶ 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 ⑷ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 ⑸ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 ⑹ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 ⑺ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ㈠ 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 ㈡ ㈠の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ㈢ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ㈣ ㈢について、全ての介護職員に周知していること。 ㈤ 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 ㈥ ㈤について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ⑻ ⑵の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑼ ⑻の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑽ 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	

② 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ

問2	次に掲げる基準のいずれにも適合している。 ⑴ ①問1の⑴から⑽までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑵ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ㈠ 小規模多機能型居宅介護費における生産性向上推進体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること。 ㈡ ケアプランデータ連携システムを利用していること。 ㈢ 連携推進法人に所属していること。	

③ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ

問3	①問1の⑴から⑼までに掲げる基準のいずれにも適合している。	

④ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ

問4	次に掲げる基準のいずれにも適合している。 ⑴ ①問1の⑴から⑼までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑵ ②問2の⑵に掲げる基準に適合すること。	

⑤ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

問5	①問1の⑴㈠及び⑵から⑻までに掲げる基準のいずれにも適合している。	

⑥ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

問6	①問1の⑴㈠、⑵から⑹まで、⑺㈠から㈣まで及び⑻に掲げる基準のいずれにも適合している。	

注意

加算等の算定要件を満たしていない場合、加算等の取り下げが必要なケースがあります。ま

● 減　算　（減算すべき事実が生じていない場合も承知していれば〇を記載）

⑴ 人員基準欠如による減算

問1	（介護従業者の人員基準欠如） 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、1割の範囲内で減少した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、すべての利用者について基本単位数の70/100で算定している。	
問2	（看護師・准看護師の人員基準欠如） 人員基準欠如開始月の翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、すべての利用者について基本単位数の70/100で算定している。	
問3	（介護支援専門員の人員基準欠如） 人員基準上必要とされる員数から減少した場合又は必要な研修を修了していない介護支援専門員を配置している場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、すべての利用者について基本単位数の70/100で算定している。	

⑵ 定員超過利用による減算

問1	月平均の利用者数が運営規程に定められている利用定員を超える場合、定員超過利用になった翌月から、定員超過利用が解消されるに至った月まで、すべての利用者について基本単位数の70/100で算定している。（やむを得ない措置等による定員の超過を除く）	

⑶ 過少サービスに対する減算

問1	事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当り平均回数が週4回に満たない場合は、基本単位数の70/100で算定している。	

⑷ 身体拘束廃止未実施減算

問1	「2. 運営基準について」の「⑿身体的拘束廃止」について、問4、問5、問6、問7、問10、問12、問14のいずれかに×が記載されている。 ※ 「〇」の場合は、改善計画書を厚木市長に提出し、その翌月から減算をし、改善計画書を提出した3月後に改善報告書を厚木市長に提出して、改善が確認できるまで減算が続きます。	

⑸ 高齢者虐待防止措置未実施減算

問1	虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っている。	
問2	虐待の防止のための指針を整備している。	
問3	従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施している。	
問4	高齢者虐待防止措置を実施するための担当者を設置している。	

⑹ 業務継続計画未策定減算

問1	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定している。	
問2	業務継続計画に従い必要な措置を講じている。	

以上で点検は終了です。お疲れ様でした。

- 介護報酬の請求に不適切又は不正な内容が認められた場合、指定基準等の違反として監査等の対象となります。なお、重大な違反状態の場合には、指定取り消しとなる場合もありますので、十分な注意が必要です。
- 運営状況点検書でできていなかったものについては、事業所で改善してください。
- 添付書類を忘れずに作成し添付して下さい。
 ・様式1　勤務形態一覧表
 ・様式2　利用者数実績表
 ・様式3　登録者名簿

～この点検書は、運営指導時等で使用いたします～